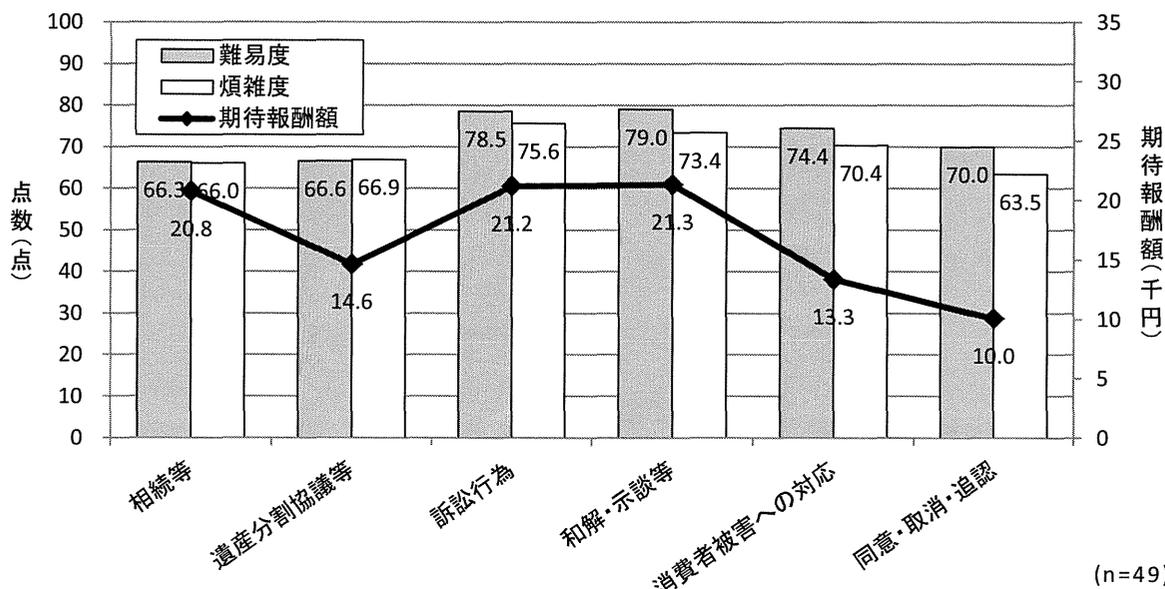


[図12-32] 法的対応における難易度・煩雑度・期待報酬額の関係



いることが分かる。

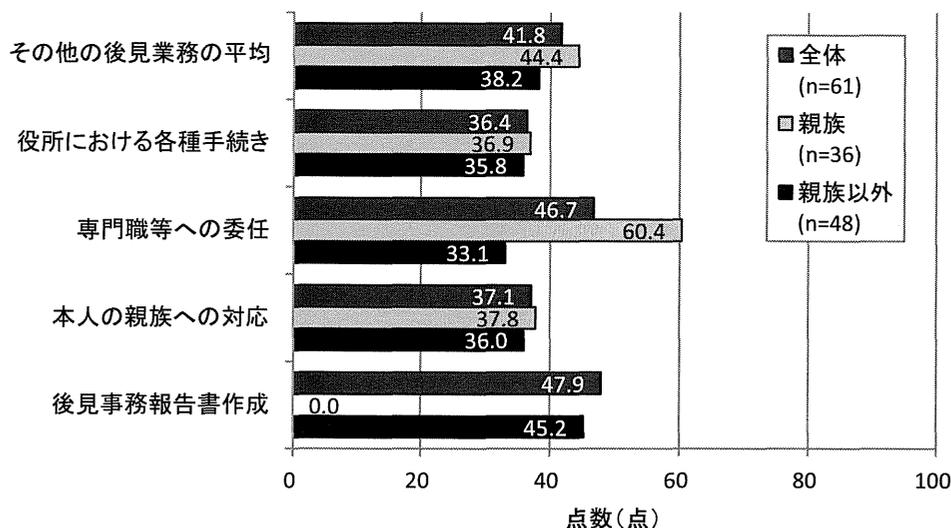
ただし、業務ごとの難易度・煩雑度の認識については大きな差がみられないのに対して、それぞれの業務に対する期待報酬額については、各業務の間でかなりの差が見られる。特に、「同意・取消・追認権の行使」、「消費者被害への対応」などについては、その難易度・煩雑度に比べ、期待報酬額が相対的にかなり低くなっている点が注目される。

12.2.7. その他の後見業務の難易度・煩雑度・期待報酬額

続いて、その他の後見業務の難易度・煩雑度・期待報酬額について概観する。

まず、その他の後見業務の難易度について、後見人の認識をしてみる (図 12-33)。

[図12-33] その他の後見業務の難易度についての認識[業態別]

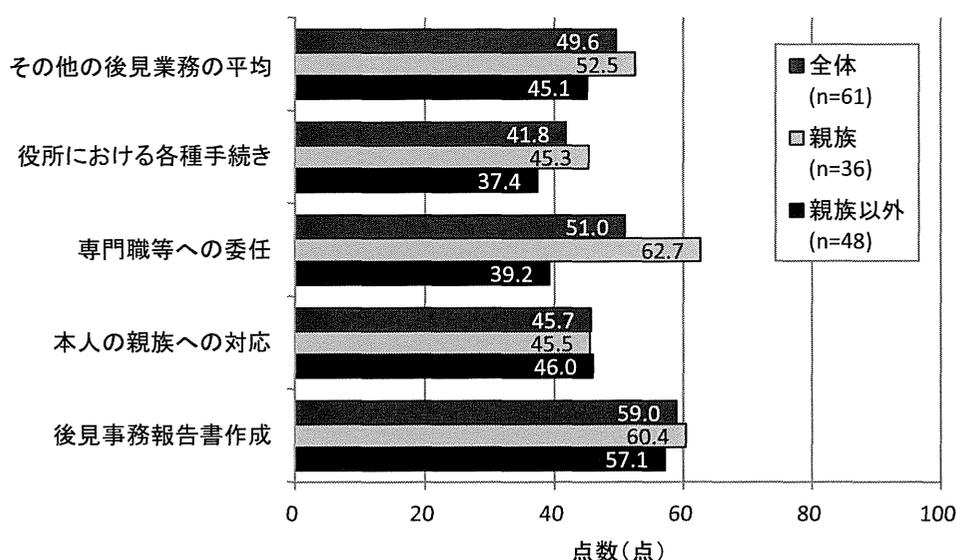


すると、全体における難易度の平均点は 42 点であり、比較的難易度は低いと考えられていることが分かる。個別の業務をみても、その難易度の認識はいずれも 40 点前後であり、業務ごとの点数のばらつきは小さい。

ただし、「専門職等への委任」については、業態間に著しい差がみられる。この点、親族後見人は60点程度の難易度であると認識しており、「その他の後見業務」のなかではやや扱いにくい業務であるという印象をもっているようである。

次に、その他の後見業務の煩雑度について、後見人の認識を見てみると、全体の平均点は50点であった（図12-34）。個別の業務をみると、基本的に上述の難易度についての認識と同様の構図になっているものの、いずれの業務においても、煩雑度の認識の方が難易度に比べて概ね5～10点ほど高くなっている。

[図12-34] その他の後見業務の煩雑度についての認識[業態別]



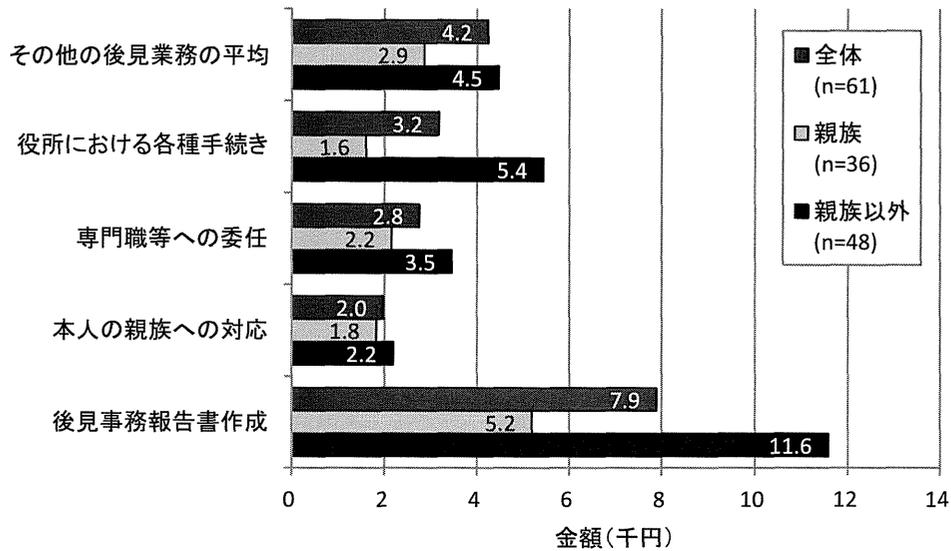
なお、難易度と同様に、親族後見人が「専門職等への委任」に対してやや煩雑さを感じている点や、後見人は、親族後見・第三者後見の別を問わず、後見事務報告書の作成について難易度以上に煩雑さを感じている点が注目される。

次に、その他の後見業務（法律行為）に対する期待報酬額について見てみると、後見人は平均して約4千円ほどの報酬を求めていることが分かる（図12-35）。

この点につき、業態間で期待報酬の水準に差が生じており、各業務のいずれにおいても、第三者後見における期待報酬額が、親族後見のその約1.5倍～3倍の高さとなっていた。

また、第三者後見人はある程度の難易度・煩雑さをともなう後見事務報告書の作成に対して高い報酬を求めており、その水準は「その他の後見業務」のなかで突出して高くなっている。そしてこれが、その他の後見業務の期待報酬額の平均を押し上げる形となっている。

[図12-35] その他の後見業務に対する期待報酬額〔業態別〕

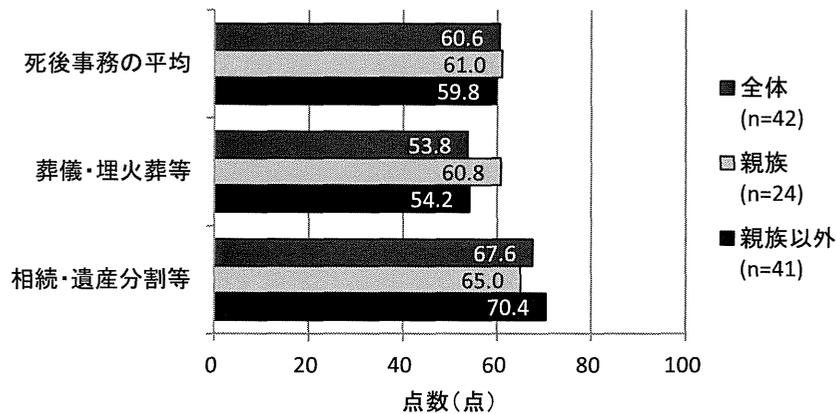


12.2.8. 死後事務の難易度・煩雑度・期待報酬額

最後に、死後事務に関する難易度・煩雑度・期待報酬額について概観する。

まず、死後事務の難易度についての認識を見てみると、全体の平均点は61点と、やや高い水準になっている（図12-36）。また、ここでは、業態間、業務間の双方において、難易度の認識に大きな差は見られなかった。

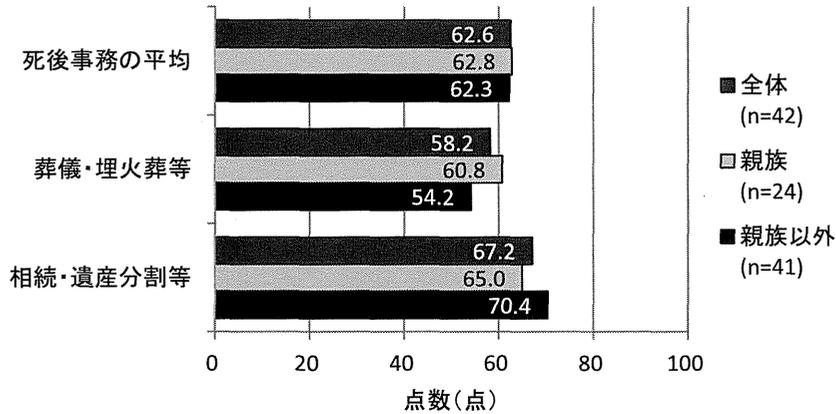
[図12-36] 死後事務の難易度についての認識〔業態別〕



次に、死後事務の煩雑度についての認識を見てみると、その平均点は63点と、これもやや高い水準になっていた（図12-37）。

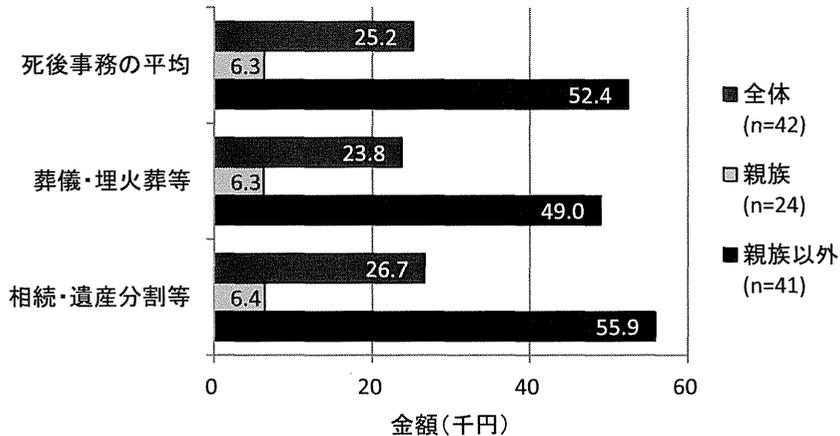
また、ここでも、業態間、業務間において、難易度の認識に大きな差は見られなかった。

[図12-37] 死後事務の煩雑度についての認識[業態別]



次に、死後事務に対する期待報酬額について見てみると、その全体の平均は約2万5千円と、かなり高い額であった(図12-38)。

[図12-38] 死後事務に対する期待報酬額[業態別]



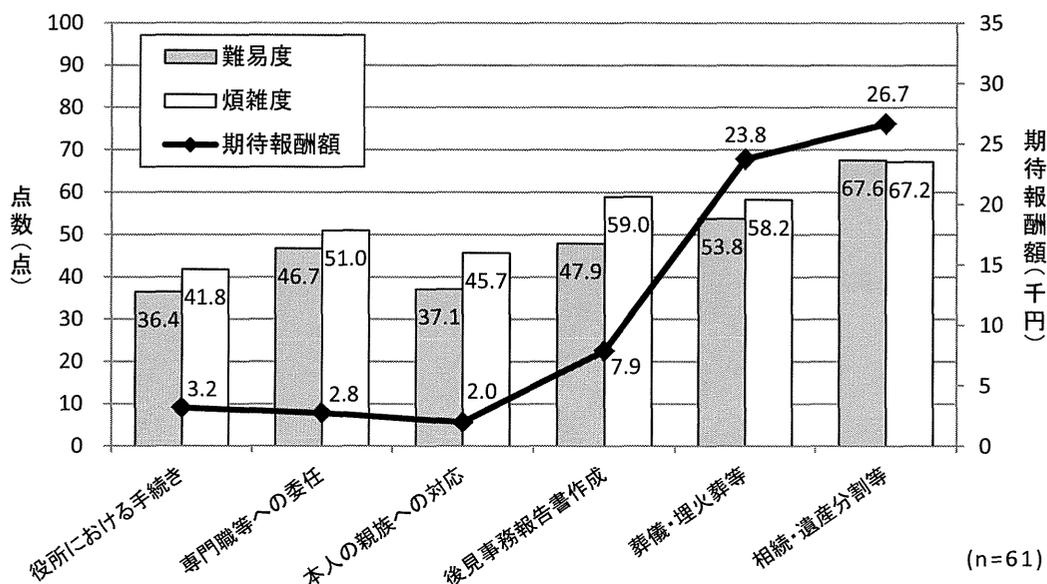
ここで注目すべきは、親族後見に比べて、第三者後見における期待報酬額が非常に高くなっている点である。「死後事務の平均」において、親族後見が約6千円であるのに対し、第三者後見は約5万2千円と、およそ8倍近い差が開いている。

この点については次のような理由が考えられる。すなわち、一般に親族後見においては、葬儀等は後見人というよりむしろ親族としての務めと考えられており、また、相続等については(その後見人自身が本人の相続人の一人となっている場合は特に)他の相続人への配慮が働く、などといった理由である。

最後に、その他の後見業務ならびに死後事務における難易度・煩雑度・期待報酬額の関係について見てみる。

図12-39をみると、各業務の難易度、煩雑度の間にのみ、一定の相関関係が成立していることが分かる。

[図12-39] その他の後見業務における難易度・煩雑度・期待報酬額の関係



この点につき、業務間の難易度・煩雑度の認識の差に比べ、その期待報酬額の差は非常に極端なものとなっている。例えば、「役所における手続き」、「専門職等への委任」、「本人の親族への対応」への期待報酬額が2～3千円程度であるのに対し、「葬儀・埋火葬等」と「相続・遺産分割等」への期待報酬額が、それぞれ2万4千円と2万7千円と、10倍もの差となっている。

以上のことから、これらの業務についての期待報酬額は、その難易度や煩雑度の高さ以外の別の要素、たとえば後見事務の終了後に求められる本来対応する必要がないとされている追加的な事務という性質等も考慮され、相対的に高い額が期待されているものと推測される。

13. 後見人によって実施される業務内容に関する分析

13.1. 後見業務の内容の全般的傾向

はじめに、後見業務の内容の全般的傾向を確認しておく。

なお、本章においては、後見人等の業態の違いと、本人と後見人等の同居・別居の違いを考慮に入れて、「親族後見」、「親族後見（同居）」、「親族後見（別居）」、「第三者後見（別居）」を区別しながら検討を行う。

13.1.1. 後見業務の実施率の概要

まず、後見業務の実施率について概観する。

なお、本項における後見業務の実施率とは、後見人が実施すべきさまざまな後見業務（あらかじめ設定された全 61 種類の業務）それぞれの実施率を平均化したものを指す。

図 13-1 は、後見業務を構成する 7 つの主要な業務について、そのそれぞれの業務の実施率を業態別に表わしたものである。

これを見ると、後見人が行うさまざまな業務のうち、「動産管理」に関する業務の実施率が最も高く、動産管理業務（全部で 12 種類の業務）は平均で 72% の実施率であることが分かる。それに次いで実施率が高い業務としては、順番に、「その他の後見業務」（全 9 種類の業務の平均実施率が 57%）、「身上監護（法律行為）」（全 14 業務の平均実施率 46%）、「不動産管理」（全 6 業務の平均実施率 39%）となっている。一方で、「身上監護（事実行為）」（全 9 業務の平均実施率 29%）、「死後事務」（全 3 業務の平均実施率 22%）、「法的対応」（全 8 業務の平均実施率 18%）は、実施率が低くなっている。

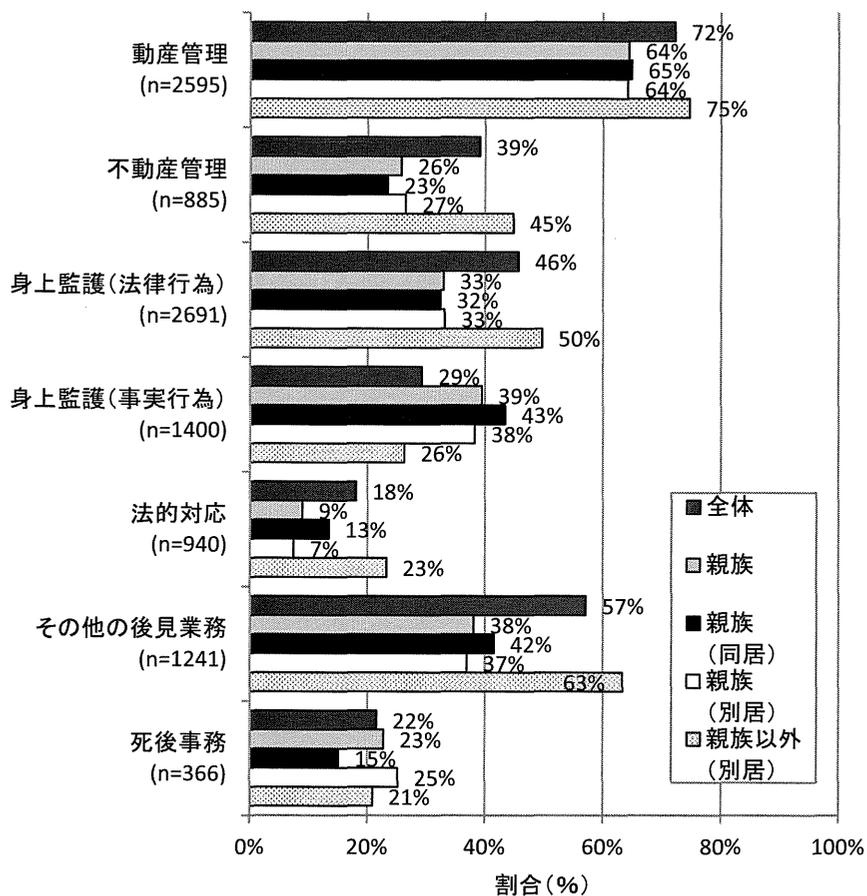
これらの業務の実施率について、業態別に見てみると、「身上監護（事実行為）」と「死後事務」以外の業務については、親族後見人よりも第三者後見人による実施率の方がやや高い傾向にある。なかでも特に「法的対応」については、全体的に実施率は低いものの、第三者後見人による実施率は、親族後見人のその 2 倍以上となっている。

これに対して、「身上監護（事実行為）」については、親族後見人（なかでも本人と同居の後見人）の実施率の方が、第三者後見人よりも高かった。

以上のことから、後見業務の実施率について次のことがいえよう。

日常的な金銭の取扱を含む「動産管理」は、いずれの業態でもかなり高い割合で行われているが、「不動産管理」や「身上監護」については、本人の資産や健康の状態などに応じて（例えば要介護度が高くなったことによる、施設への入所の手配や、介護サービスの契約等が）適宜行われていることがうかがえる。この点、特に「身上監護（事実行為）」については、親族後見人が（後見人というよりもむしろ親族の立場から）、より熱心に行っていることが読み取れる。

[図13-1] 後見業務の実施率〔業態別〕



13.1.2. 後見業務の実施回数の概要

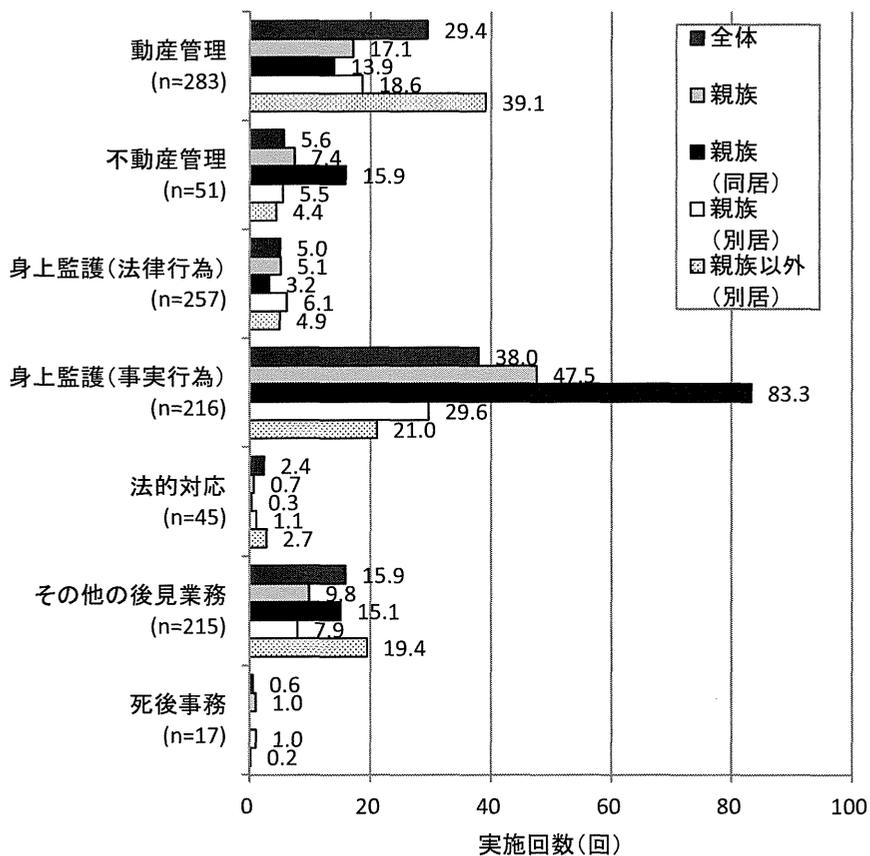
次に、各後見業務の1年あたりの実施回数について概観する（図13-2）。

まず、全体的な傾向としては、「身上監護（事実行為）」の実施回数が最も多く、1年あたり平均38回の実施となっており、次に「動産管理」が29回となっていた。日常的な現金や預金の管理や、介護等の日常生活の支援は、日頃から頻繁に行われていることが分かる。特に、「身上監護（事実行為）」については、同居の親族後見において、その実施回数（年83回）が突出して高くなっており、他方、別居の親族後見や第三者後見における実施回数（年20～30回）は相対的に少なくなっている。

一方、「不動産管理」と「身上監護（法律行為）」については、その実施回数は相対的に少なく、いずれも1年あたり5回程度の実施回数となっていた。さらに「法的対応」については、平均で年間約2回と、実施回数は非常に少なく、なかでも親族後見においてはほとんど行われていなかった。

なお、「死後事務」については、もともと正式の後見業務ではなく、また1つの事案につき、ただ一度だけ生じうる業務であるゆえに、その実施回数（年0.6回）はわずかなものとなっている。

[図13-2] 後見業務の実施回数(1年あたり)[業態別]



13.1.3. 後見業務の実施時間の概要

次に、各後見業務の1年あたりの実施時間について概観する（図13-3）。

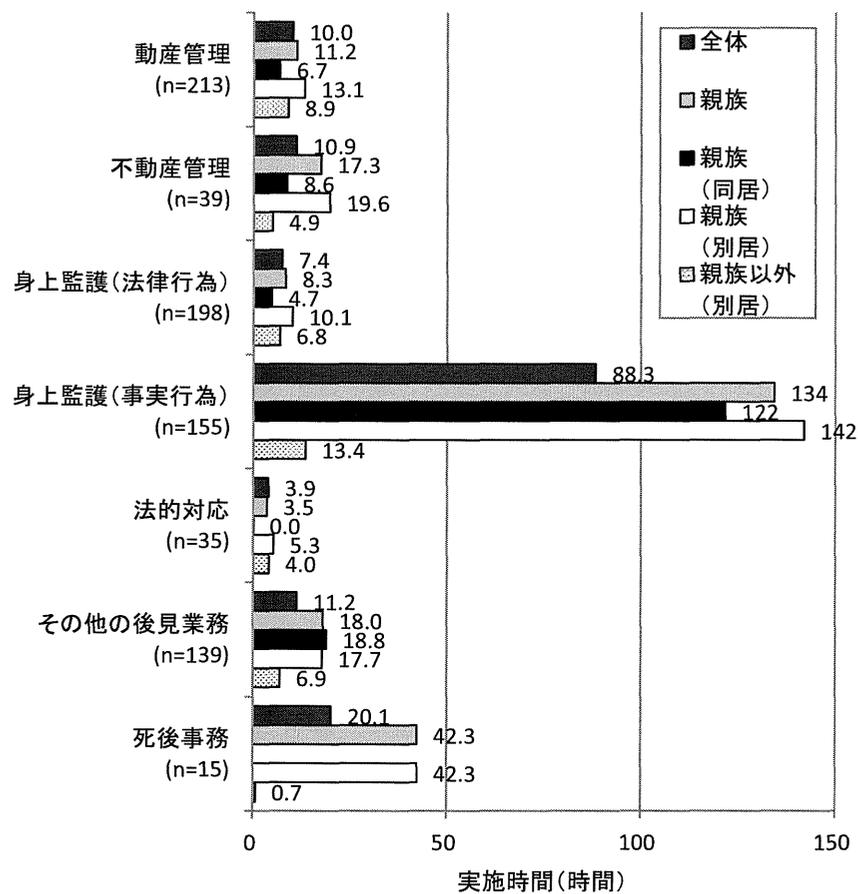
すると、特に親族後見（本人と同居、別居のいずれも）において、「身上監護（事実行為）」の実施時間が特に長く、平均で1年あたり約130時間にもものぼっていた。他方、第三者後見においては、1年あたりの実施時間は約13時間にすぎなかった。

また、「動産管理」については、小口現金や預貯金の管理など、1回あたりの実施時間は短いですが、日常的に頻繁に行う業務が多いことから、結果として1年あたりの実施時間が約10時間に達していた。

他方、「不動産管理」（年平均約11時間）、「身上監護（法律行為）」（同、約7時間）については、日常的に発生する業務ではなく、必要などときにその都度行われる不定期的な業務であるが、一般に業務の実施に長い時間を要するため、結果として1年あたりの実施時間がかなり長くなっている。

なお、「死後事務」は、1つの事案につきただ1度だけ発生しうる業務であるが、その実施時間は、年平均約20時間とかなり長いものになっている。

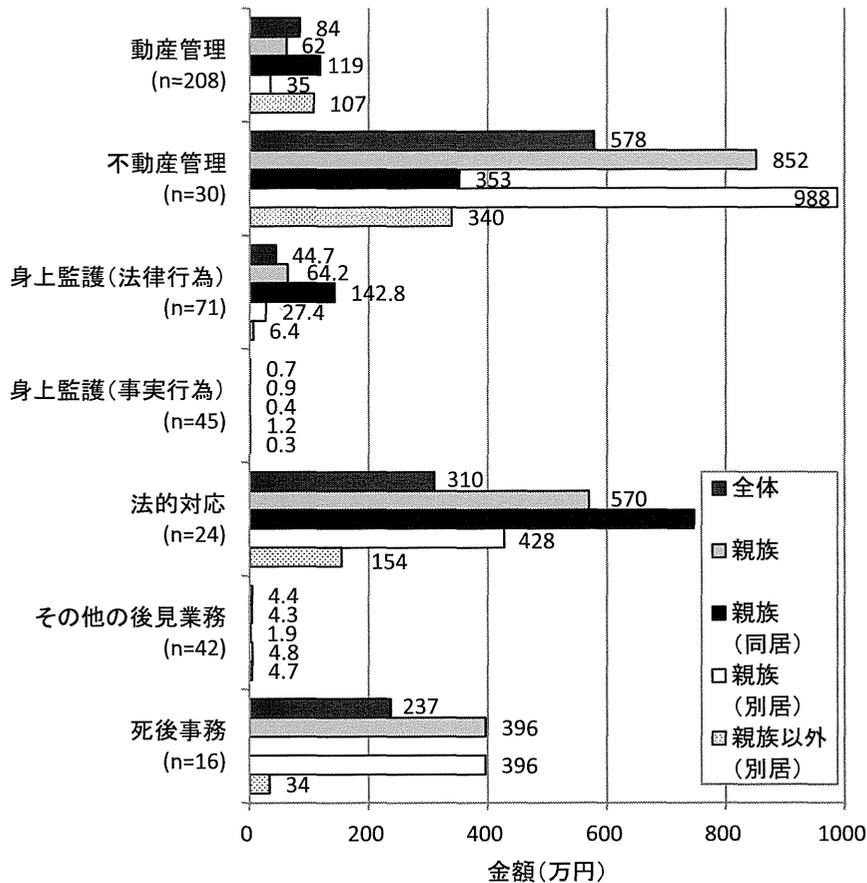
〔図13-3〕 後見業務の実施時間(1年あたり)[業態別]



13.1.4. 後見業務の取扱金額の概要

最後に、各後見業務の1回あたりの取扱金額について概観する（図13-4）。

〔図13-4〕 後見業務の取扱金額(1回あたり)〔業態別〕



各業務の中で、顕著に高い取扱金額になっているのは「不動産管理」で、業務1回あたり平均約580万円となっている。ただし業態によってその取扱金額には差があり、親族後見においては約850万円であるのに対し、第三者後見においては約340万円となっている。この「不動産管理」には、不動産売却等の業務が含まれるため、全体として1回あたりの取扱金額が非常に多額になっている。

次に目立つのは、「法的対応」の取扱金額であり、業務1回あたり310万円となっている。ここでも、業態ごとに大きな差があり、親族後見においては約570万円、第三者後見においては約150万円となっていた。この「法的対応」には、相続や遺産分割の業務が含まれるため、これも全体として取扱金額がかなり大きくなっている。

また、「動産管理」については、日常的な金銭管理における取扱金額は小さいが、定期預金や保険金の受領など、多額の金銭を扱う業務が含まれているため、業務全体の取扱金額を押し上げている（1回あたり約84万円）。

「身上監護（法的行為）」については、医療・介護サービスに係る契約や手続等の業務における取扱金額は小さいが、施設の入所契約等で扱う金額が大きいため、業務全体としての取扱金額が約45万円に押し上げられている。

以上の業務に対して、「身上監護（事実行為）」は、介護や家事支援等の事実行為であって、基本的にお金を扱う仕事ではないので、その取扱金額はごくわずかなものとなっている（1回あたり約7

千円)。

なお、「死後事務」は、1事案につき1度だけ発生しうる業務であるが、葬儀や相続等の事務をと
もなうため、その取扱金額は1回あたり約240万円と、かなり高額なものとなっている。

13.2. 後見業務の実施率

次に、各後見業務の実施率についてより詳しく検討する。

13.2.1. 動産管理の実施率

まず、後見人等による動産管理の実施率（その業務を行ったことがある後見人の割合）について
見てみる（図13-5）。

すると「預貯金・口座の管理、入出金等」、「日常生活の小口現金の管理」、「通帳・印鑑・保険
証等の管理」の実施率が、いずれも90%以上となっており、これらが最も一般的な動産管理業務で
あることが分かる。これら3つの業務については、月に数回程度の頻度で定期的な実施されており、
後見人等にとって、本人の財産を日常的に管理することがその活動の中心になっているといえる。こ
れらの業務は、業態を問わずほとんどの事案において通常業務として行われている。

これらに続いて業務の実施率が高いのは、「各種商品・サービスの契約・手続き」（実施率66%）、「各
種物品・商品の売買」（同、62%）、「株式・国債・信託・外貨預金等」（同、47%）、「保険の手
続・請求・受領等」（同、46%）などとなっている。これらは、後見制度を利用しようとするそもそ
の目的となっていることも多い。だが、それが実際の業務として行われる頻度はそれほど高いわけ
ではない。例えば、保険金を受領することを目的の一つとして後見開始の申し立てを行い、その後実
際に後見人として保険金を受け取ったが、目的を達成した後は、同様の高額金融取引をする機会
はほとんどなかった、といったケースである。

また、ここで注目されるのは、いくつかの業務については、親族後見の場合と第三者後見の場合と
でそれぞれの実施率に大きな違いがみられることである。なかでも、「各種物品・商品の売買」につ
いては、親族後見の場合には積極的な実施がなされており（ほぼ100%）、「株式・国債・信託・
外貨預金等」などでも、親族後見における実施率の方がより高くなっている。一方で、第三者後見
人は、これらの業務を行うことには消極的なようである。

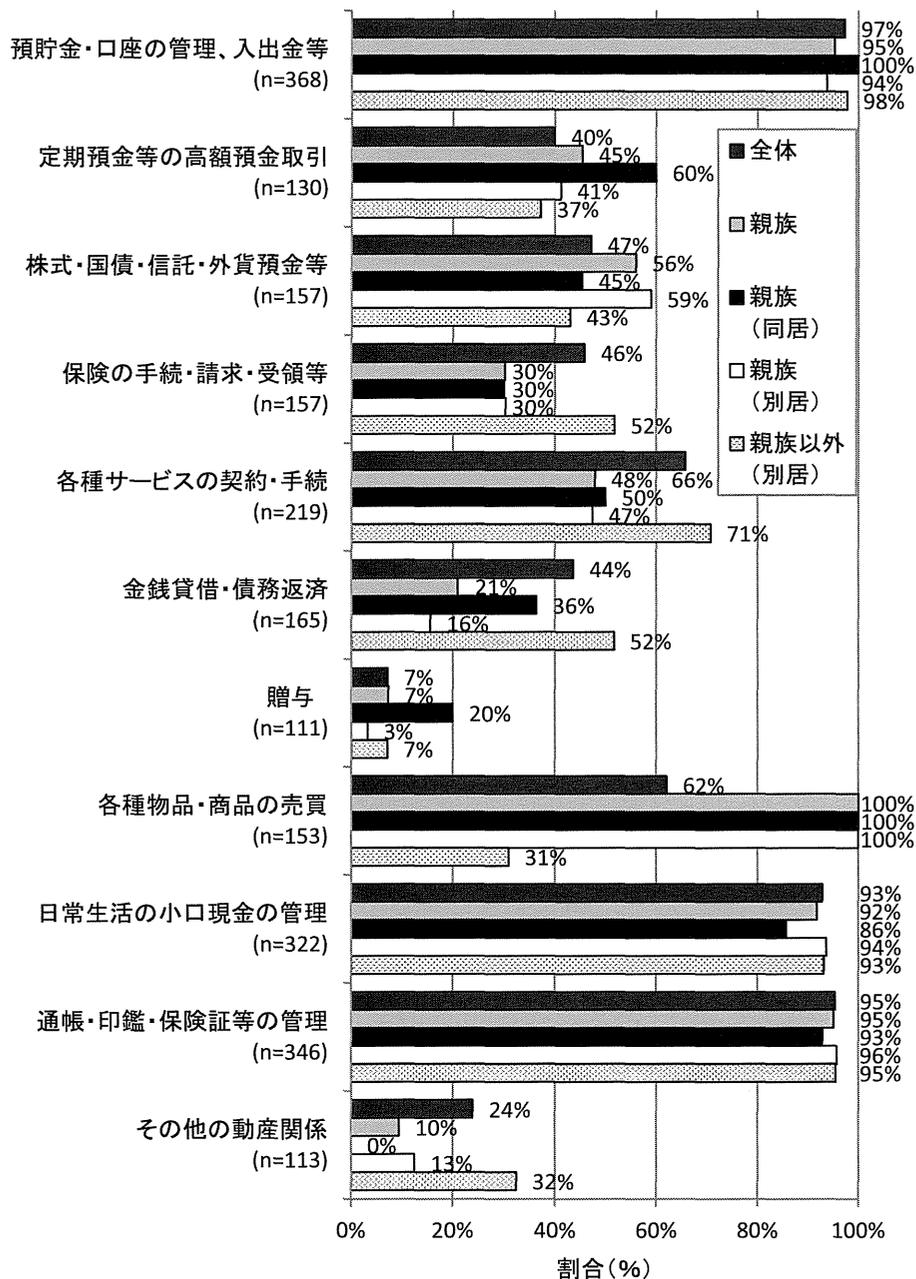
他方、「保険の手続・請求・受領等」、「各種サービスの契約・手続き」、「金銭貸借・債務返済」とい
った業務においては、親族後見よりも第三者後見において比較的積極的な実施がなされている。

上記の背景には次のような事情があると考えられる。

すなわち、①基本的に本人の財産管理については、投機的な資金運用（株式、投信、社債など）
を控えるように家庭裁判所から求められることが多く、第三者後見人がこれらの種類の資産を扱うこ
とは難しい（他方、親族後見人の場合は、親族の資産ということもあって、投機的資金を比較的、扱
いやすい）、②親族後見人は、本人と同居しているか否かにかかわらず、日常的に、あるいは本人
に面会しに行く際に、必要な日用品や差入れなどを購入することが多いが、第三者後見人は、普通

このような事実行為は行わない、③第三者後見においては、そもそも後見制度を利用する契機となった「保険の手続等」、「各種サービスの契約等」、「金銭貸借・債務返済」などの業務を行う機会が相対的に多い、などといった事情である。

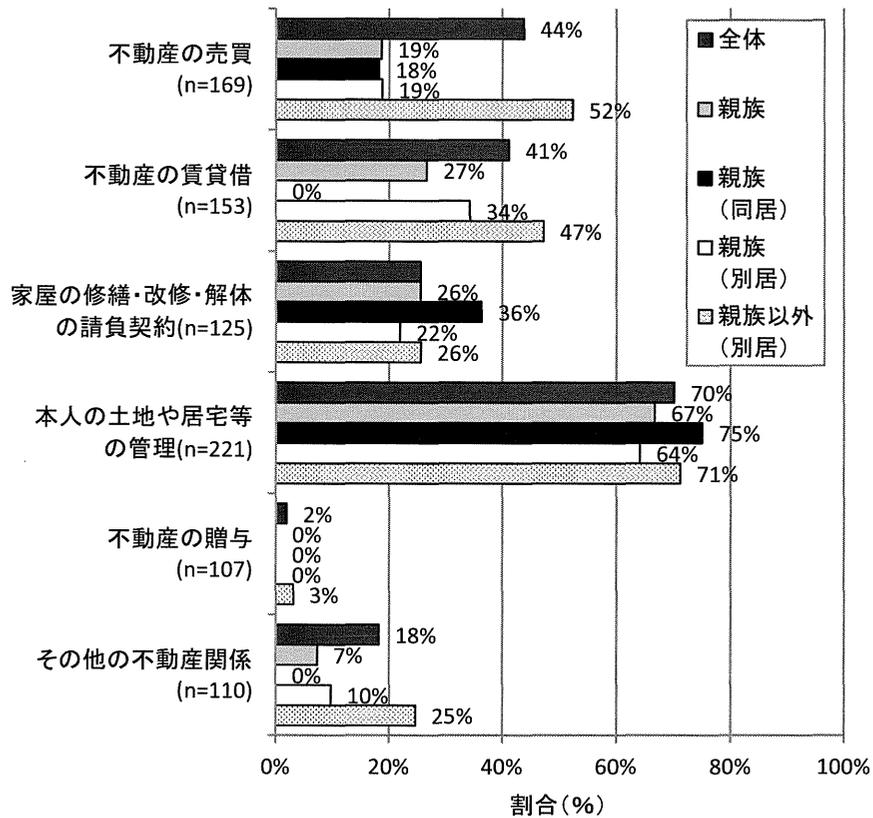
[図13-5] 動産管理の実施率[業態別]



13.2.2. 不動産管理の実施率

続いて、後見人等による不動産管理の実施率について見てみる（図 13-6）。

[図13-6] 不動産管理の実施率[業態別]



不動産に関する取引や契約等は、その性質上、動産のそれと比べると実施機会はそれほど多くはない。不動産管理の中では、「本人の土地や居宅等の管理」の業務が、唯一、比較的实施率が高くなっている(実施率70%)。この業務は、本人の自宅等の定期的な管理や、本人所有の賃貸マンションの管理などとして具体的に実施されている。

その他には、「不動産の売買」、「不動産の賃貸借」などが必要に応じてなされている。

この点につき、親族後見人は、本人が居住ないし所有する不動産を処分することには消極的であり、なるべくこれらの資産を維持するよう行動するのが一般的である。このことは、親族後見において、「不動産の売買」(実施率19%)や「不動産の賃貸借」(同、27%)の実施率が低いことからうかがえる。

他方、第三者後見の場合には、むしろ本人の金融資産を増やすために、本人の不動産を積極的に処分するよう行動するのが一般的である。このことは、第三者後見において、「不動産の売買」(同、52%)や「不動産の賃貸借」(同、47%)の実施率が高いことからうかがえる。

このような不動産管理に対する両者の態度の違いが生じるのは、主に次のような事情からであると考えられる。

親族後見の場合、後見人自身が、本人の居住ないし所有する土地・建物に実際に居住していた

り、また所有者の一人になっていたりするケースがあるため、これらの不動産を処分することについて否定的な態度をとることが多い。一方、第三者後見の場合には、後見開始後に本人の介護施設等への入所手続きなどを進めるために、その費用の調達の観点から、資産売却により本人の金融資産を増やそうとする傾向が強い。

13.2.3. 身上監護（法律行為）の実施率

次に、後見人等による身上監護（法律行為）の実施率について見てみる（図 13-7）。

この業務は、医療・介護・福祉の3つの分野に大きく分けることができる。

第一に医療関連の業務についてである。医療関連の法律行為として最も実施される機会が多いのは「医療契約・手続」であり、全体の82%の事案において行われている。医療に関する契約は、本人が医療行為を受ける際には必ず必要となるため、実施率は必然的に高くなっている。その次に実施機会が多いのが、「入退院の契約・手続」（実施率70%）である。本人の健康状態の変化に応じて医療機関への入院や転院、退院等が必要となるが、それらに関する契約や諸手続などがその都度行われている。

第二に介護関連の業務についてである。介護関連の業務として最も実施率が高いのは「介護サービス契約・手続」（同、87%）であり、次に「介護施設の入退所契約」（同、83%）となっている。これらの業務は、本人の居住状況や身体状況などに応じて、自宅で暮らしている本人に対する居宅介護サービス等の利用や、本人が介護施設等へ入所する際の契約・諸手続などであり、本人の生活を支援する際に必須となるものである。

第三に福祉関連（特に障がい者関連）の業務についてである。実施率が高い業務としては、「障がい者サービスの契約・手続」の実施率が38%、「障がい者制度の申請・手続き」が24%などとなっている。このように福祉関連の業務については、上述の医療や介護に関する業務に比べてその実施率が大幅に低くなっているが、これはそもそも後見事案全体に占める精神・知的障がい者等の割合が低いためである。

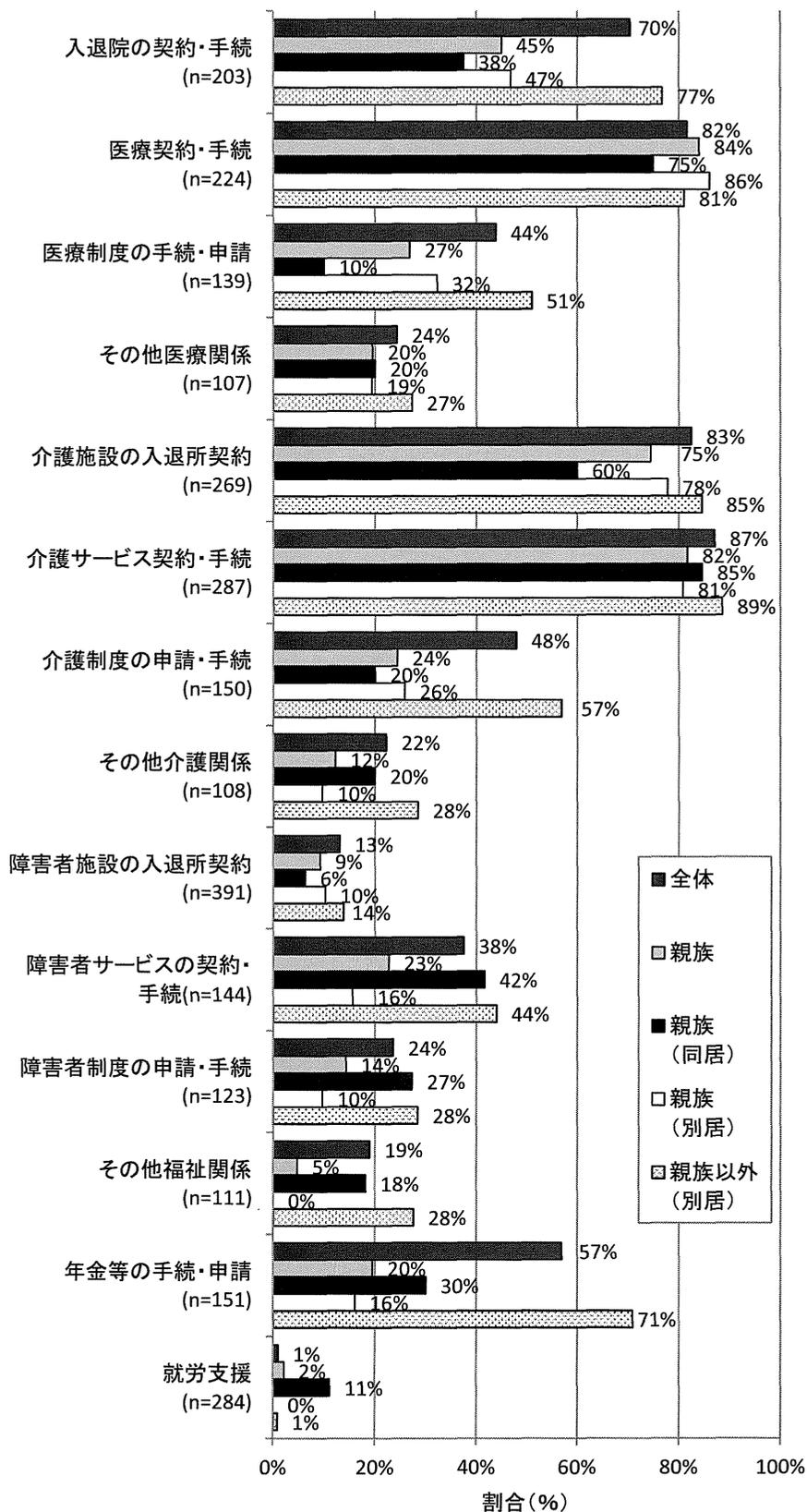
なお、これらの業務の実施率に関する業態別の特徴としては、以下のようである。

まず、医療・介護関連の業務について見ると、親族後見の場合と第三者後見の場合とで、その業務のあり方にやや違いがあることが分かる。とりわけ顕著な違いが生じているのは、「入退院の契約・手続」、「医療制度の手続・申請」、「介護制度の手続・申請」の業務についてである。第三者後見においてはこれらの業務が積極的に行なわれているのに対し、親族後見の場合にはその実施割合が相対的に低くなっている。また、「医療制度の手続・申請」と「介護施設の入退所契約」については、同居の親族後見人において、別居の親族後見人の場合よりも実施率が低くなっている。その一方で、「医療契約・手続」や「介護サービス契約・手続」については、すべての業態で高い実施率を示している。

これらのことから、次のことが考えられる。

第一に、第三者後見においては、病院へ入退院、介護施設等へ入退所、医療制度や介護制度の手続など、比較的重要な（あるいは制度利用の入り口についての）法律行為について、実施率が比較的高いといえる。第二に、親族後見人の場合（特に本人と同居している場合）は、施設等へ入退所をできるだけ回避し、居宅介護を基本としながら、本人の健康状態に合わせた医療・

[図13-7] 身上監護(法律行為)の実施率〔業態別〕



介護等の手配が行われているケースが比較的多いと考えられる。第三に、いずれの業態においても、医療サービスや介護サービスの契約・手続は、かなり積極的に行われている。

次に、福祉関連（特に障がい者関連）の業務のあり方についての業態別特徴を見てみる。すると、「障害者サービスの契約・手続」と「障害者制度の申請・手続」について、全業態でその実施率

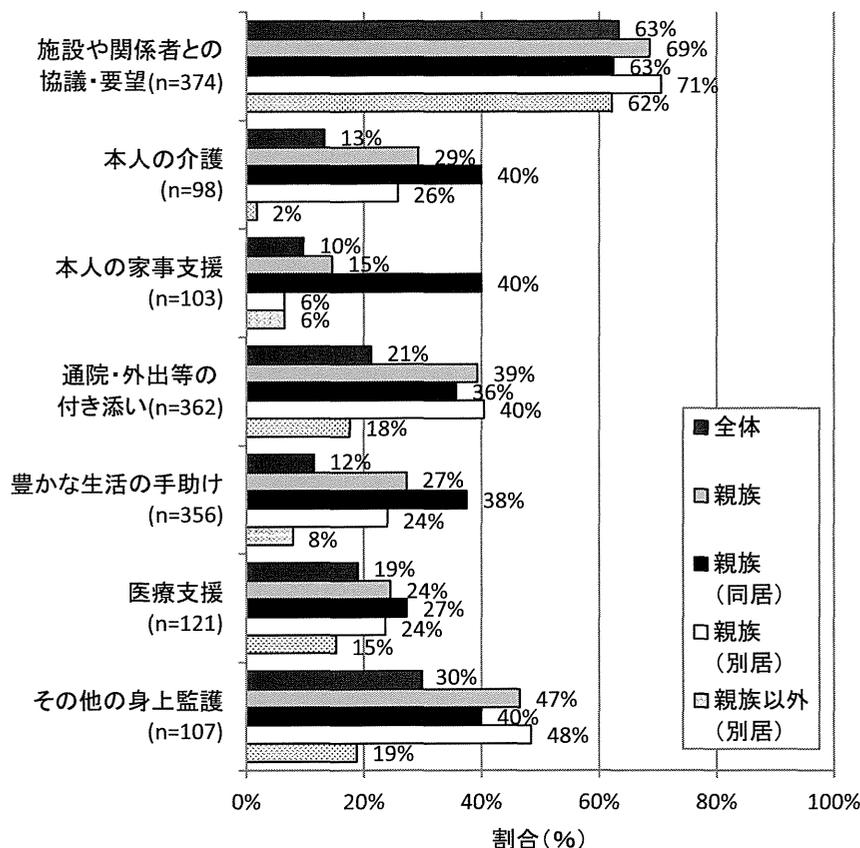
は低い傾向にあるものの、特に本人と別居の親族後見の場合に、その実施率が他の業態と比べてかなり低くなっている。このことから、別居の親族後見人は、障がい者の制度・サービス等を十分に利用できていない可能性が示唆される。

最後に、「年金等の手続・申請」についてみると、第三者後見においては71%の実施率であるのに対し、親族後見においては20%とかなり低くなっている。また、「就労支援」の実施率はわずか1%であり、本人の就労を支援する取り組みは、ほぼ全くといっていいほど行われていないことが分かる。

13.2.4. 身上監護（事実行為）の実施率

次に、身上監護（事実行為）の実施率について見てみる（図13-8）。

〔図13-8〕 身上監護(事実行為)の実施率[業態別]



まず、「施設や関係者との協議・要望」が全事案の63%で行われている。これはいずれの業態においても60～70%の実施率であり、多くの後見人が、医療・介護等に関する契約や手続にとまどない、本人が通院や入院・入所している病院や施設等との間で、相談、説明、協議、要望などの諸活動を行っていることが分かる。

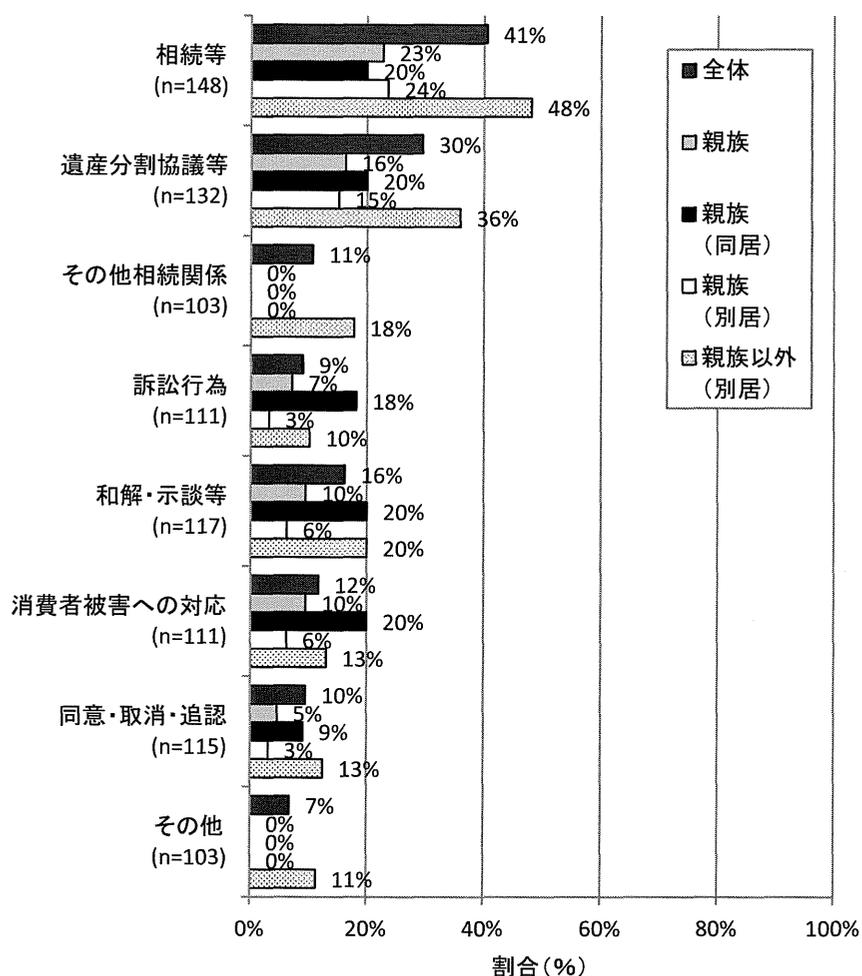
また、「本人の介護」、「本人の家事支援」、「通院・外出等の付き添い」、「医療支援」といった諸活動は、法律上、後見業務とはみなされていないものの、本人が日常生活を営む上で必要な支援を行うものである。特に、身上監護を重視する観点からは、これらの活動は非常に重要な意義を有する。そしてこれらの事実行為（非後見業務）は、特に親族後見において特徴的なものとなっている。親族後見人は、親族という立場と後見人としての立場が曖昧になっているのが常態であり、両者が織りまざる形で（事実行為と法律行為が混在する形で）後見活動が行われているものと考えられる。

このようなことから、親族後見人（特に同居の場合）は、事実行為としての身上監護活動を日頃から頻繁に行っている。具体的には、親族後見（同居）においては、「本人の介護」（実施率40%）、「本人の家事支援」（同、40%）、「通院・外出等の付き添い」（同、36%）、「豊かな生活の手助け⁷」（同、38%）「医療支援」（同、27%）等の実施率が高く、他方、第三者後見ではあまり実施されていない。親族後見人（特に同居）の多くは、法律行為よりも事実行為としての身上監護、（本人の介護や生活支援、通院の付き添いなど）を日々実施していることが分かる。逆に、本人が病院や施設等に入所している場合は、本人の介護や外出の付き添いなどをその入所先施設等に委ねてしまうことが多いといえる。

13.2.5. 法的対応の実施率

次に、法的対応の実施率について見てみる（図13-9）。

〔図13-9〕 法的対応の実施率〔業態別〕



法的対応に関する業務についてみると、「相続等」（実施率41%）、「遺産分割協議等」（同、30%）を除いて、全体として業務の実施は低調であることが分かる。具体的な実施率としては、「和解、示談等」が16%、「消費者被害への対応」、「同意・取消・追認」、「訴訟行為」がいずれも10%

⁷ ここで、「豊かな生活の手助け」とは、必ずしも後見人としての業務とはみなされていないものの、本人の生活の質を向上させることにつながるであろう諸活動（本人を旅行に連れて行く、本人の墓参りに同行する、本人が趣味などを楽しむ環境を整えるなど）のことをいう。

前後となっている。とはいえ、そもそも一般的にあって、親族の死去、ならびにそれにともなう相続・遺贈等の事態が生じる可能性はそれほど高くないことから、これらの業務の実施率が低くなるのは当然のことといえる。

このうち「訴訟行為」については、そもそも訴訟に至るような争いが生じる可能性が高くないことに加え、仮に係争に至った場合においても、後見人がみずから訴訟を行うのではなく、弁護士等の専門職にその対応を委ねるのが一般的である。また「消費者被害への対応」については、本人を消費者被害から守ることを目的の一つとして後見制度を利用するケースは少なくないが、実際には、後見人等が就任した後に、新たに本人が消費者被害に遭うことはむしろ稀である（後見人就任による被害防止効果）。そのため実態としては、後見人等によってなされる消費者被害への対応の多くは、後見開始前に既に発生していた消費者被害の被害回復を目的とした「和解・示談等」となっている。なお、「同意・取消・追認」に関する業務については、代理権（財産管理等の日常的業務において高い頻度で用いられる）と異なり、それらが用いられる機会はごく限られたものとなっている（2.2.3. 参照）。

なお、これらの法的対応業務の多くについて、特に本人と別居の親族後見の場合に、その実施率がかなり低くなっている。この点、本人が施設等に入所しているため、消費者被害などにともなう法的問題が比較的生じづらいことが要因と考えられるが、必要な対応が十分なされていない可能性も考えられる。

13.2.6. その他の後見業務の実施率

次に、その他の後見業務の実施率について見てみる（図 13-10）。

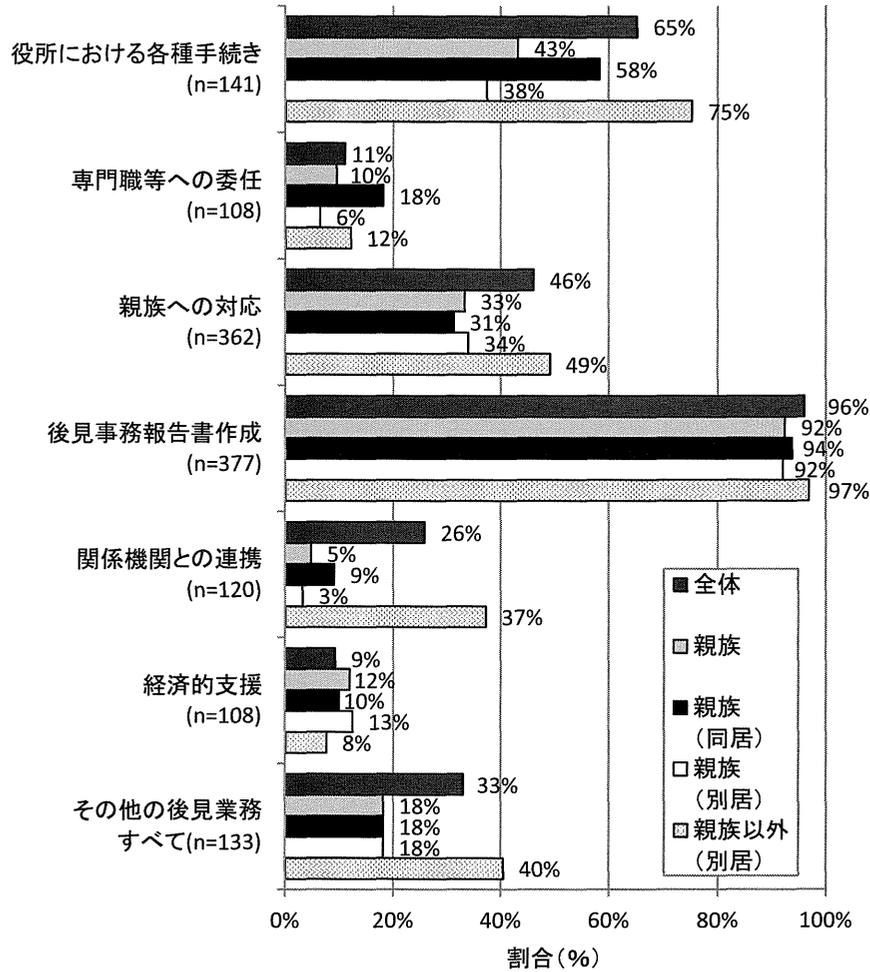
まず、最も実施頻度が高い業務は「後見事務報告書作成」であり、後見人等の責務として法的に義務付けられていることから、当然、ほぼすべての事案で行われている。ただし、後見人等に就任してからまだ一定期間が経過していない場合や、本人の資産が少なく横領等の恐れがほとんどないなどの理由から、いまだ家裁から報告書の提出を求められていない事案もわずかに含まれている。

これに次いで、「役所における各種手続き」が全事案の 65% で実施されている。これは、主に本人の生活状況や居住環境の変化に応じて行われる、転入・転出手続や確定申告等の業務である。

また、「親族への対応」については、全体の 46% の案件で行われている。第三者後見においては、本人の親族との協議や、本人の近況や業務に関する報告などが、この親族対応として行われているため、親族後見よりも高い実施率（実施率 49%）となっている。逆に、自身が本人の親族である親族後見人は、そもそも親族対応を行う必要があまりない。

さらに、「関係機関との連携」についても、第三者後見人は、第三者であるがゆえに親族後見人よりも、本人の支援のために関係機関と連携する必要性が高いことから、比較的高い実施率（37%）となっている。

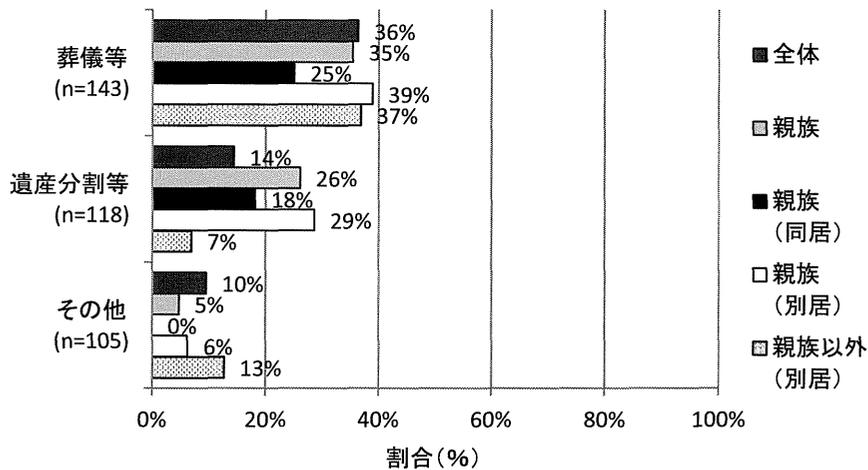
[図13-10] その他の後見業務の実施率[業態別]



13.2.7. 死後事務の実施率

最後に、死後事務の実施率について見てみる (図 13-11)。

[図13-11] 死後事務の実施率[業態別]



すると「葬儀等」については、全体の36%、また「遺産分割等」については、全体の14%で実施されていた。

このうち葬儀等については、親族後見人も第三者後見人も同程度に実施しているが、他方、遺産

分割については、第三者後見人は、法律専門職に依頼したり、親族に処理を委ねたりすることが少なくないため、実施率が低くなっている。

13.3. 後見業務の実施回数

次に、各後見業務の1年あたりの実施回数について詳しく検討する。

なお、ここにおける業務の実施回数は、全後見人の平均実施回数ではなく、その業務を実際に実施した後見人の平均実施回数のことを意味している。

13.3.1. 動産管理の実施回数

まず、後見人等による動産管理の1年あたりの実施回数について見てみる（図13-12）。

[図13-12] 動産管理の実施回数(1年あたり)[業態別]

